

平成30年 第8回 総会 議事録

池田町農業委員会

開会及び閉会日時等	開会	平成30年	8月31日	午前10時30分	
	閉会	平成30年	8月31日	午前10時49分	
	上記のうち休会とした日		月 日 ・ 月 日	0 日間	
場 所	池田町役場庁舎3階東会議室				
出席委員	1番	丸山 馨	2番	工藤由美子	
	3番	井上 茂	4番	北西 國博	
	5番	島田 伸一	6番	吉野 裕治	
	7番	木下 幹夫	8番	河口 賢悟	
	9番	林 忠司	10番	福田 秀利	
	11番	山村 幸喜	12番	村中 秀樹	
	13番	野澤 敬裕	14番	永田 達也	
15番	永井 弘孝	16番	吉野 一郎	17番	金川 達洋
欠席委員	番		番		
	番		番		
委員及び傍聴人を除き総会に出席した者	農業委員会等に関する法律第29条第1項により出席した者		な し		
	議長が出席を認めた者		な し		
	農業委員会事務局	事務局長 佐藤 博 孝			
		農業振興係	係長 渡邊 尚 弘	主事 吉國 耀 太	
総会に付した議案等	議案番号等	件 名	件数	審議結果等	
	報告第1号	農地法第18条の規定による通知の件	1件	報告済	
	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請の件	5件	承認5件	
	議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	2件	承認2件	
動 議	提出者	件 名	審議結果		
	番				
	番				
署 名	議長（会長）			㊟	
	11番 山村 幸喜	㊟	12番 村中 秀樹	㊟	

議 事 次 第	
議長	只今より、「平成30年第8回池田町農業委員会総会」を開催いたします。 定足数の確認をいたします。 本日の出席委員は、17名です。 よって定足数に達しておりますので本総会は成立しております。
議長	日程1、議事録署名委員を「会議規則第11条第3項」により指名いたします。 11番山村委員、12番村中委員を指名いたします。
議長	日程2、会期の決定についてお諮りいたします。 本総会を本日1日間とすることに異議ありませんか。 —異議なしの声— 異議がありませんので、本総会を本日1日間といたします。 日程3、事務局報告は、日程6の次に行います。
議長	日程4、報告第1号「農地法第18条の規定による通知の件」を事務局より報告させます。
事務局 (吉園)	—報告第1号を朗読— 以上です。
議長	事務局の報告が終わりましたので、ここで質問を許します。 何か質問はありませんか。 —ありませんの声— 無いようですので、報告第1号は、「報告済み」といたします。
議長	日程5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題といたします。 番号1を事務局より説明させます。
事務局 (吉園)	—議案第1号を朗読 番号1を説明— 本件については、農地法第3条の申請書の審査においては、許可要件を満たしています。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたので、本件についての「周辺地域との調和要件」等について、地区担当委員の5番島田委員の意見を求めます。
5番 島田委員	問題ありません。
議長	地区担当委員としては問題ないとの意見でありましたが、本件について質問・意見を許します。 何か質問・意見はありませんか。 —ありませんの声— 無いようですので、お諮りいたします。 番号1について、申請どおり許可することに異議ありませんか。 —異議なしの声— 異議がありませんので、申請どおり許可することに決定いたします。 番号2を事務局より説明させます。
事務局 (吉園)	—議案第1号を朗読 番号2を説明— 本件についても、農地法第3条の申請書の審査においては、許可要件を満たしています。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたので、本件についての「周辺地域との調和要件」等について、地区担当委員の5番島田委員の意見を求めます。
5番 島田委員	問題ありません。
議長	地区担当委員としては問題ないとの意見でありましたが、本件について質問・意見を許します。 何か質問・意見はありませんか。 —ありませんの声— 無いようですので、お諮りいたします。 番号2について、申請どおり許可することに異議ありませんか。 —異議なしの声— 異議がありませんので、申請どおり許可することに決定いたします。 続いて、番号3を事務局より説明させます。
事務局 (吉園)	—議案第1号を朗読 番号3を説明— 本件についても、農地法第3条の申請書の審査においては、許可要件を満たしています。 以上です。

議長	事務局の説明が終わりましたので、本件についての「周辺地域との調和要件」等について、地区担当委員の5番島田委員の意見を求めます。
5番 島田委員	問題ありません。
議長	地区担当委員としては問題ないとの意見でありましたが、本件について質問・意見を許します。何か質問・意見はありませんか。 —ありません の声— 無いようですので、お諮りいたします。 番号3について、申請どおり許可することに異議ありませんか。 —異議なし の声— 異議がありませんので、申請どおり許可することに決定いたします。 続いて、番号4を事務局より説明させます。
事務局 (吉園)	—議案第1号を朗読 番号4を説明— 本件についても、農地法第3条の申請書の審査においては、許可要件を満たしています。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたので、本件についての「周辺地域との調和要件」等について、地区担当委員の5番島田委員の意見を求めます。
5番 島田委員	問題ありません。
議長	地区担当委員としては問題ないとの意見でありましたが、本件について質問・意見を許します。何か質問・意見はありませんか。 —ありません の声— 無いようですので、お諮りいたします。 番号4について、申請どおり許可することに異議ありませんか。 —異議なし の声— 異議がありませんので、申請どおり許可することに決定いたします。 続いて、番号5を事務局より説明させます。
事務局 (吉園)	—議案第1号を朗読 番号5を説明— 本件については、農地法第3条の申請書の審査においては、許可要件を満たしています。 この件につきまして、補足説明させていただきます。 この件は、昨年の総会で同じ申請がありまして、許可をしている案件であります。その後、贈与の登記を行い名義変更も終了しておりましたが、贈与の税申告で相続時精算課税の申請を取るはずが、取っていなかったことは判明し、改めて贈与の手続きを行うため、申請が出て来たものです。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたので、本件についての「周辺地域との調和要件」等について、地区担当委員の3番井上委員の意見を求めます。
3番 井上委員	問題ありません。
議長	地区担当委員としては問題ないとの意見でありましたが、本件について質問・意見を許します。何か質問・意見はありませんか。 —ありません の声— 無いようですので、お諮りいたします。 番号5について、申請どおり許可することに異議ありませんか。 —異議なし の声— 異議がありませんので、申請どおり許可することに決定いたします。
議長	日程6、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 番号1を事務局より説明させます。
事務局 (吉園)	—議案第2号を朗読、番号1を説明— この件に関する、利用調整会議を8月27日に開催しており、委員長は、3番井上委員であります。 該当する土地の所在につきましては、6ページ下段の図①と示しています。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたので、ここで井上委員長から「利用調整会議」の経過報告を求め

	ます。
3番 井上委員	<p>利用調整会議の経過報告をいたします。</p> <p>8月27日、午後1時より社会福祉センター2号会議室において農業経営基盤強化促進法による利用調整会議を開催しております。</p> <p>調整委員は、7番木下委員、13番野澤委員、3番井上で構成し、互選により私が委員長となりました。</p> <p>最初に事務局より申出内容に関する説明を受けたのち、現地調査に向かいました。</p> <p>現地は、〇〇〇〇〇〇線を〇〇方面に向かい、〇〇〇〇〇〇線を右折し、280メートルほど進んだ道路の左側で、〇〇さんの宅地の東側に位置し、鉤の形をした条件のあまり良くない畑と見てきました。</p> <p>現地調査後、社会福祉センターに戻り審議を再開しております。</p> <p>受け手の〇〇〇〇さんは、地元の調整もとれており、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、買い受け適格者と認め価格の設定に入りました。</p> <p>土地条件、近傍価格等を参考に審議の結果、〇〇〇〇〇〇の普通畑について、10アール当り、〇〇〇〇〇〇円と決定しました。</p> <p>この単価に面積をかけて、〇〇〇〇〇〇円となりましたので、総額〇〇〇〇〇〇円と決定しました。</p> <p>両者に入っただき価格を提示したところ、同意をいただきましたので、農用地利用集積計画原案を作成いたしました。</p> <p>以上で、利用調整会議の経過報告を終わります。</p>
議長	<p>委員長報告が終わりましたので、ここで質問・意見を許します。</p> <p>何か質問・意見はありませんか。</p> <p>—ありませんの 声—</p> <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>番号1について、計画書どおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>—異議なしの 声—</p> <p>異議がありませんので、計画書どおり承認することに決定いたします。</p> <p>番号2を事務局より説明させます。</p>
事務局 (吉國)	<p>—議案第2号を朗読、番号2を説明—</p> <p>この件に関する、利用調整会議の開催経過につきましては前番同様です。</p> <p>該当する土地の所在につきましては、7ページ下段の図②と示しています。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、ここで井上委員長から「利用調整会議」の経過報告を求めます。
3番 井上委員	<p>利用調整会議の経過報告をいたします。</p> <p>日時・委員構成は、前番と同様ですので、省略させていただきます。</p> <p>事務局より申出内容に関する説明を受けたのち、現地調査に向かいました。</p> <p>現地は、〇〇〇〇〇〇線を〇〇方面に向かい、〇〇〇〇〇〇線を左折し、280メートル進んだ道路の南側に位置し、平坦で比較的条件の良い転作田でした。</p> <p>現地調査後、社会福祉センターに戻り審議を再開しました。</p> <p>受け手の〇〇〇〇さんは、地元の調整も取れており、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、借り受け適格者と認め、価格の設定に入りました。</p> <p>土地条件、近傍価格等を参考に、審議の結果、〇〇〇〇〇〇の転作田について、10アール当り〇〇〇〇〇〇円と決定しました。</p> <p>両者に入っただき、価格を提示したところ両者に同意を頂きましたので、農用地利用集積計画原案を作成いたしました。</p> <p>以上で、利用調整会議の経過報告を終わります。</p>
議長	<p>委員長報告が終わりましたので、ここで質問・意見を許します。</p> <p>何か質問・意見はありませんか。</p> <p>—ありませんの 声—</p> <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>番号2について、計画書どおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>—異議なしの 声—</p>

	異議がありませんので、計画書どおり承認することに決定いたします。
議長	日程3の事務局報告に戻ります。 事務局より報告させます。
事務局 (吉國)	平成30年7月31日開催の平成30年第7回農業委員会総会以後の事務局報告につきましては、記載のとおりとなっております。 以上で、事務局報告を終わります。
議長	事務局の報告について、何か質問があればお受けいたします。 無いようでしたら、事務局報告を終了させていただきます。 以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。 これもちまして閉会いたします。